

ふくいの生協

福井県生活協同組合連合会

〒910-8557 福井市開発町第2号1番1(県民生協本部センター内)
TEL0776-52-8815 FAX0776-52-2050 Eメールアドレス kenren@fukuicoop.or.jp

2011年1月20日 No.89

<http://www.fukui.coop/kenren/>

福井県生協連合会

検索

大規模災害広域連携図上演習 東海・北陸地区生協

Coordinated Training

月 日

12月6日(月)

会 場

ボルファートとやま

参 加 者

79人(6県生協、富山県行政・団体、日本生協連)

今回5回目となる図上演習では、呉羽山断層帯(富山県中部を震源とする地震)で、M7.3の地震が発生し、富山県内全域と一部石川県にも被害が発生したことを想定した演習でした。



福井県生協連は福井県民生協と一緒に、発災3日目からの被害の大きい生協支援というシミュレーションに参加しました。富山県生協連を中心とした現地災害対策本部グループからや日本生協連などから発信される状況付与票を見て、福井県生協連としてどう支援できるのか、福井豪雨の経験を活かしながら対応しました。ワークショップでは、グループ毎に検討課題があり、生協における災害対応の問題点が洗い出されました。生協が自治体と協定している応急生活物資供給に関する協定書の確認や単協・県連・日本生協連間などの連携の検証について話し合いました。

地方消費者グループ・フォーラム in 北陸

一昨年に消費者庁が誕生し、今年度から全国8ブロックで消費者庁と全国消費者団体連絡会主催による『地方消費者グループ・フォーラム』が開催されることとなりました。北陸ブロックでも北陸3県の15の消費者団体(福井県生協連を含む)で実行委員会を結成して準備をすすめました。

当日は主催者を代表しての福島浩彦消費者庁長官のあいさつがあり、消費者が主役となる社会の実現に向けて行政と消費者団体との連携の重要性についても話されました。『語り合おう!安心安全な生活』をテーマに、5つの団体による活動発表と「消費者行政」「食」「環境」「子育て」の分野で11分科会に分かれ、約120名の消費者・行政担当者がおおいに語り合いました。

月 日 1月14日(金)
会 場 金沢 労済会館



災害時のスムーズな支援・対応をすすめるために 体制整備を行っています



1995年

1月

きっかけは…

発生した阪神大震災をきっかけに福井県と福井県生協連が結んだ災害協定書(95年10月締結)により実質的に運営するために、福井県生協連と会員生協および会員生協の取引業者とで『災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書』を締結(96年4月から随時)しました。



1997年

1月

災害に対して組織対応

ロシアタンカー重油流出事故が三国で発生し、生協からは職員1名が現地ボランティアスタッフとして現地災害ボランティアセンターに常駐して情報収集及びその対応をしました。このときには協定書の発動はありませんでしたが、生協として雨合羽などの物資支援やおにぎりの炊き出しなどを行っています。

1999年

7月

福井県では、重油流出災害のボランティア活動にあたっての諸活動を教訓に、災害時に行政と民間との連携による災害ボランティアセンター運営をスムーズに行うため、日常の連絡組織としての福井県災害ボランティアセンター連絡会を設立しました。福井県生協連も構成団体の一員です。

2004年

7月



豪雨災害に生かされたメンテナンス作業

福井豪雨災害が発生し、福井県災害対策本部より飲料水の供給要請があり、県との災害協定書(95年10月締結)が初めて発動されました。年1回行っている、取引業者との協定書のメンテナンス作業が生かされました。また、福井県生協連は福井県水害ボランティア本部の一員として行政や他団体と協働し、ボランティアに必要な物資を供給するなど一定の役割を果たすことができました。



2008年

10月

関西地連管内の生協連合会で相互支援協定を締結

関西地連管内2府10県の府県生協連合会(府県連)と日本生協連関西地連(地連)とで、「震災等大規模災害時における応急生活物資等に関する相互支援協定」が、締結されました。府県連およびその会員生協と地元各自治体が交わす震災等大規模災害時における応急生活物資供給等に関する協定を遂行し、被災地の早期安定と生協の事業の継続・早期再開のため、相互に連携して協力・支援を行うことを目的としています。



今後も情報共有化につとめ、

災害時などの危機管理に関する取り組みを強めていきます。

適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(略称KC's:ケーシーズ)は、消費者が安心して生活できる社会を実現するため、不当な勧誘行為や不当条項の使用中止を申し入れたり、団体訴権行使の担い手となる組織です。福井県生協連合会はKC'sの団体正会員としてKC'sの活動を支援しています。

消費者市民社会の実現に向けて、力をあわせよう！

福井県消費者自立支援交流会 報告

去る12月1日、福井市内において『福井県消費者自立支援交流会』を開催しました。この交流会は、福井県民が悪質な事業者の不当な勧誘や契約条項等による被害が拡大する恐れが大きい場合に、福井県生協連がKC'sの福井エリア機能を果たせるよう、福井県内の消費者自立支援に携わる専門家の方々や消費者行政の方々とのネットワークづくりとして開催したものです。

今回はKC'sの五條 操 検討委員長(弁護士)の来福にあわせ、福井弁護士会からは消費者被害対策委員会の山本委員長をはじめとした4名の委員の方々、福井県行政からは県民安全課の戸澤総括主任や消費生活センターの池田次長、樋消費生活相談員、NACS(日本消費生活アドバイザーコンサルタント協会)福井から2名、ふくい・くらしの研究所(福井県主催の消費生活講座を受託運営)1名、福井県民生協(くらしの電話相談を独自運営)1名にお集まりいただき、活発に情報交換をしました。

多忙な弁護士業務とKC'sの活動を、自然体で両立させておられる五條検討委員長のお話には、「すごいな」との感嘆の声があがりました。「消費者問題に携わる様々な人との交流の中から、明日の消費者市民社会を作り上げる力が生まれてくるのだ」との力強い言葉もいただき、今回の交流会を契機にこのネットワークを継続しながら、生協としても消費者自立支援、消費者市民社会の実現に取り組んでいきます。



消費者支援機構関西(KC's)主催 第5回消費者行政担当者と KC'sとの懇談会 報告

去る11月30日、大阪府消費生活センターにて「消費者被害の未然防止・拡大防止のため、関西の適格消費者団体の活動や各行政の取り組みの紹介および相互理解」を目的に、近畿2府5県(福井、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫)と4政令都市(京都市、大阪市、堺市、神戸市)の消費者行政担当者の方々と消費者庁職員、および近畿地区の適格消費者団体(京都消費者契約ネットワーク、ひょうご消費者ネット、全国消費生活相談員協会)、2府5県の生協連と日本生協連、KC's理事会の総勢38名が一同に会し、活発な情報交換を行ないました。

適格消費者団体からは、訴訟や申し入れを行なっている事例(マンション賃貸契約条項、冠婚葬祭互助会解約金条項、結婚式場解約金条項、携帯電話解約料条項、美容外科クリニックのキャンセル料条項、英会話教室の不当勧誘など)の報告がなされました。各府県市の地方消費者行政強化の取り組みとして、京都府からは「消費者あんしんチーム」による被害者の掘り起こしの取り組みが、神戸市からは地域・消費者・事業者との協働・ネットワーク形成を図っている取り組みが紹介されました。

消費者庁ができて1年3ヵ月。消費者庁からは「適格消費者団体の活動には効率的な情報収集が必要であり、自治体が積極的に情報提供支援されるようお願いしたい」と心強い意見も出ました。適格消費者団体と地方行政との連携、また声を上げる消費者を育てる地域とのネットワークで、消費者の育成および被害拡大防止に取り組み、消費者市民社会をめざしていこうと共有できた懇談会でした。

会員生協の活動報告&予定案内

福井県
労済生協

全労済からの 大規模災害に関するお知らせ

2009年秋には台風18号によって愛知県、三重県、静岡県、和歌山県を中心として風水害の被災がありました。この一年を振り返ると、以下の災害も発生しており、全労済の共済が利用されています。

1. 2010年10月奄美地方集中豪雨災害

11月4日現在、被災受付件数は62件で、59件の現場調査を終了しています。内訳は全壊・流出4件、一部壊8件、床上浸水40件、調査時対象外7件となっています。

2. 山形県鶴岡市を中心とした豪雪



2009年12月15日から22日まで雪が降り続き、鶴岡市では観測史上最高の99センチの豪雪となりました。440件近くの現場調査をおこなった上で、およそ6,190万円の共済金をお支払いしています。

万一の場合、あなたの住まいや家財を守ります。

お問い合わせは

全労済福井県本部: ☎0776-26-6186

福井県
医療生協

坂井市丸岡町に医療生協 三つ目の歯科建設を!

さかい生協歯科の完成予想図



福井県医療生協は、坂井市丸岡町南横地に来年春「さかい生協歯科」の開設を予定しています。医療生協として三つ目の歯科で、組合員と職員がいっしょになって建設運動に取り組んでいます。

開設地周辺の公民館や集会場を借りての「健康チェック」「歯科口腔チエック」では「さかい生協歯科」のアピールを行い、新たな組合員加入や増資につながっています。

去る11月28日には建設地にて「さかい健康まつり」を開催。当日約500名もの地元の方が来場され、大いに盛り上りました。開設まであとわずかですが、組合員と職員が協力して寒さに負けず建設運動成功めざし訪問対話活動に奮闘中です。

また歯科・口腔のことでお困りの方は医療生協の歯科までお気軽にお問い合わせ下さい。



光陽生協歯科: ☎0776-24-8784

たけふ生協歯科: ☎0778-22-5666

菅浜生協

生協祭り開催

今年もやってきました11月14日は恒例の「生協祭り」でした。生協祭りは越前力二の解禁、へしこの樽開き、そして大根などの野菜の収穫にあわせて行います。会場を初めて「海のくらし館」で開催し、天候に左右されないように気配りをしました。朝から餅つき、そばづくりの準備をして9時に開場。たちまち新鮮な魚、セイコガニ、へしこが売れていました。途中からへしこや干物を焼く匂いが充満する中、おいしいな粉もち、ぜんざい、出来立てのそばに舌鼓を打ちました。館内では、地デジ対応TV、衣料品の販売も実施して組合員にぎやかな一日を楽しんでいただきました。



福井
県民生協

『くらしの相談ダイヤル』実施中!

県民せいきょうでは組合員さんのお役立ちを高めるために、くらしにまつわる諸問題を気軽に相談できる電話サービスを2005年9月に始め、5年を経過して1900件を超える相談や問い合わせにお応えしてきました。専任の電話相談員は消費生活専門相談員の研修や事例研究を毎月重ねながら、さまざまな問い合わせに対して的確に対応できるように努めています。

この電話相談サービスは、生協の組合員さんだけでなく、どなたでもご利用いただけます。日常生活での不安や困ったことがありましたら、ちょっとしたことでもお気軽にお電話ください。

相談
事例

- ★いらなくなってしまった家電製品回収のトラックが回っている。信用できる?
- ★水分補給は水がいいと聞いたが、水道水は塩素消毒や有害物質が気になつて…。
- ★高齢者の自宅へお弁当を配達してくれるところを教えて。
- ★未開封の化粧品はいつまで使用可能?

くらしの相談ダイヤル ☎0776-52-0115

受付時間 10:00~15:00(月~金曜日) ※時間外は留守番電話で対応しています。
Eメールでも受付しています。県民生協HP「くらしの相談ダイヤル」からアクセスしてください。

予告

建築無料相談会

弁護士と建築の専門家が様々な相談にのります。契約・瑕疵・欠陥住宅、すまいの不具合など気軽にご相談ください。

日時 3月26日(土)
午前10時~午後3時

会場 福井弁護士会会議室

相談方法 電話相談及び面談相談
(面談相談は1時間あたり)
(2名の予約制)

いずれも相談料は無料ですが、現地調査は有料になります。

※詳細は福井弁護士会や福井県生協連のHP等でお知らせします。